

〔資料紹介〕

明治初期の自白によらない断罪

三田 奈穂

一 自由心証主義の導入

明治六年（一八七三）に制定された改定律例三一八条^{〔1〕}には、次の規定があった。

凡罪ヲ断スルハ口供結案ニ依ル若シ甘結セスシテ死亡スル者ハ証左アリト雖モ其罪ヲ論セス

右は、当時の刑事裁判において自白が必要とされた根拠である。刑の言渡しは、口供結案すなわち最終的に得られた犯人の供述が目安とされた。^{〔2〕} 日本における刑事訴訟手続の近代化は、同条の改正を一つの転換点として意識している。^{〔3〕}

凡ソ罪ヲ断スルハ証ニ依ル若シ未タ断決セスシテ死亡スル者ハ其罪ヲ論セス

右明治九年太政官第八六号布告により、⁴⁾ 自白の有無に関わらず、証拠による裁判が行われることとなった。同年、司法省はいかなるものが「証」にあたるのか、例示的な達を大審院、各裁判所および裁判所未設置の府県に下令している。⁵⁾ その末尾には「前件ノ証拠ニ依リ罪ヲ断スルハ専ラ裁判官ノ信認スル所ニアリ」とあり、裁判官の自由な心証による裁判が導入された。

自白必要主義のもとでは、自白を得る手段として拷問が肯定されることとなる。お雇い外国人ボアソナードが拷問現場を目撃し、直ちに司法卿宛に意見書を提出したことは広く知られており、改定律例三一八条の改正は拷問制度廃止の過程として位置付けられている。⁶⁾ 他方で、明治七年以降は拷問を制限する動きもあつた。⁷⁾ もっとも、拷問の制度上の完全な廃止が実現したのは同十二年のことである。⁸⁾

二 自白によらない裁判例

今回紹介するのは、国立公文書館に残されたある事件に関する明治六年の記録と、その先例に基づいて判決が下された翌年の記録である。⁹⁾ ともに法定刑が死刑である持刃器強盗をめぐり、¹⁰⁾ 犯人は窃盗の事実は自認しているものの強盗は否認していることが争点となった。前者は宮城県、後者は東京裁判所で扱われた事件であり、その処分をめぐる現場と司法省、太政官とのやりとりが残されている。

どちらの事件も複数の被害者の証言や贓品の所持などの証拠により「衆証明白」であるとされた。結論を先に述べれば、自白を得られないまま死刑の言渡しがあつた。

本史料の意義は、少なくとも次の三点を挙げることができるだろう。第一に、明治九年よりも前の例外的な自白に

よらない証拠裁判を見出すことができる。第二に、宮城県での事件処理にあたっては一般的な公布案が起草されており、自白以外の法定証拠に基づく裁判の構想と、それが実現しなかった事実が確認できる。その内容は当時の自白の位置づけやその他証拠の関連性・信用性等を明らかにする手がかりとなる。第三に、関係者の供述や盗まれた金品の一覽などが具体的に記録されているため、当時の一件記録の具体例を観察することができる。

以下、史料の概要を述べ、全文を掲げる。

三 罪人糾問ノ上白状不致共明証ニ抛リ処刑致シ度伺

(一) 史料の概要

明治四年二月六日夜、岩代国¹⁾出生無宿伝三郎は、玉五郎・太蔵・松吉とともに同国伊達郡の家宅に押入り、現金五十両¹⁰⁾衣類その外三十六品を奪取した。翌月一日、廢藩置県前の仙台藩にて伝三郎・太蔵・松吉は捕縛となる。被害者は、抜刀で威され伝三郎に縛られたと供述しているが、伝三郎は、金に困って忍入り、台所で鍋に躓いて家の者が騒いだので驚いて逃げた、という。

犯行後に「始末届」が出された福島県の話や現地での風評から、伝三郎が「宿奸老賊」であることは明らかであると当局は判断した。厳しく拷問に付したものの、「無言ニシテ死ニ至候体ヲ成シ」一言も発しない。そのうち共犯者の太蔵・松吉は破牢脱走する。

本件に対する宮城県からの処分伺を受けて、司法省は持兇器強盗で処罰できるとの立場であった。明治六年七月二十九日、司法大輔福岡孝弟から太政大臣三条実美へ宛てられた伺には、事件の概要と証拠裁判の法制化に関する草案

が添付されている。すなわち、犯罪者を糺問して口供せずやむを得ない場合には、現場に居合わせた者または目撃者の明白な証言、共犯者の口供、犯罪に使用した器物の所持等の証拠があつて、検事が確実の旨を申述べる時は、証拠により処断できるとされた。

司法省からの伺を受けて、太政官左院法制課では次の見解を示した。西欧では検察による請求や予審、重罪裁判所における陪審制度が整備され、また犯人には控訴権があるため冤罪の不安がない。だから必ずしも自白によらない。しかし今の日本は、民事では上訴制度が整備されつつあるものの、刑事には及んでいない。重罪裁判所および陪審は設置されず、検事も全国にはいない。自ずと誣告冤枉の弊害が生じるだろう。しかしそれでも、拷問を用いて抑圧するのは開明の邦にあるべき姿ではない。

太政官では司法省案の公布を目指して、以下の修正を施した。列挙された証拠に、犯状明白な犯人所持の書面、犯人が他人と往復した書面を加え、それらのうち「二箇以上ノ証拠アリテ」事実の認定ができるとした。しかし最終的には、「警保ノ事務未タ全国ニ遍カラス」、「裁判上ノ諸法則未タ整備ニ至ラス」、かえって誣告冤枉の弊害が少なくない、現時点では口供による処断でなければならぬ、とした。もともと、犯罪事実が明白であるにもかかわらず口供しない者の処分についてはその都度伺出ることとされ、伝三郎の処刑は許された。

(二) 若干の考察

これまで、証拠裁判主義・自由心証主義の導入は拷問制度の廃止とセットで論じられることが多かった。自白を必要とすると、拷問は避けられず、過酷な尋問による冤罪の弊害が強調される。しかし本件では、他の証拠により事実関係が明らかな事件について拷問をしたにもかかわらず、口供が得られなかった。ただ、一般論として犯人が認めて

いない事実について断罪するのは、逆に「誣告冤枉ノ弊」があるという。捜査方法が限定的であった当時において、真相究明にはむしろ自白が欠かせないとの認識が読み取れる。

なお、本件の処分をめぐる司法省と太政官とのやりとりは、明治六年七月から九月にかけて行われている。これは、小野組転籍事件において陪審論（参座）が生じた時期と重なる。¹³

四 犯罪者菅井清七白状不致下雖毛衆証二抛り処分伺

本件は前述の先例に基いて処断されたものである。犯人は、明治六年二月から五月にかけて起こした窃盗八件について自白したが、同年六月十三日の強盗事件については家宅への侵入を含めて否認した。共犯者の口供、被害者の面通し、贓物の所持等の証拠により事実関係は明らかであるとされた。

興味深いのは、東京裁判所長北畠治房より司法卿大木喬任へ出された伺にみえる、「剛硬不屈ノ徒ヲシテ大ニ懲戒畏懼セシムルノ一端トモ相考候」という点である。証拠による裁判は犯罪予防効果も期待できるとの見解が読み取れる。

注

(1) 明治六年太政官第二〇六号布告。内閣記録局編、石井良助・林修三復刻版監修『法規分類大全』第五四卷刑法門（一）第一編（原書房、一九八〇年）二五六頁以下。

(2) 近藤圭造訓註『新律綱領改定律例合巻註釈巻五』（小川半七ほか、一八七四年）六一頁。なお、犯人の供述調書には花押または拇印を認めることとされた。罪案書式はしばしば改正されたが、その変遷については内閣記録局編、石井良助・林修三復刻

- 版監修『法規分類大全』第五六卷治罪門(二)第一編(原書房、一九八〇年)一五頁以下。
- (3) 小早川欣吾『明治法制史論公法之部下巻』(叡松堂書店、一九四〇年)一〇五九頁以下、手塚豊『明治初年の拷問制度…その廃止過程の一研究』『明治刑法史の研究(下)』所収(慶應通信、一九八六年)、内田一郎『刑事裁判の近代化…明治初期から旧刑訴まで』比較法学三巻二号(一九六七年)、山中俊夫『明治初期拷問制度とポアソナード』同志社法学一九巻四号(一九六八年)。なお、一般的な刑事手続法研究にもそのような理解が示されている。例えば松尾浩也『刑事訴訟法下(新版補正第二版)』(弘文堂、一九九九年)、河上和雄ほか編『大コンメンタール刑事訴訟法(第二版)第七巻』(青林書院、二〇一二年)二九七頁以下「安廣文夫・渡辺修」等。近時の論考に、高田久実『拷問制度と旧刑法典の編纂』司法法制部季報一四二号(二〇一六年)。
- (4) 前註(1)三七五頁以下。
- (5) 明治九年司法省第六四号達。前註(2)内閣・一二六頁以下。
- (6) 前註(3)手塚・一五頁以下。
- (7) 前註(1)三七七頁以下。
- (8) 明治十二年太政官第四二号布告。前註(1)三七七頁以下。
- (9) 出典については後述の凡例を参照のこと。
- (10) 新律綱領では十両以上の持兇器強盗は斬、改定律例では重罰化して財を得る者は皆斬とされた。なお、単純窃盗の法定刑は被害金額により異なるが、最高刑は懲役終身である。
- (11) 明治元年より同九年まで存在した国で、現在の福島県中部および西部にあたる地域である。
- (12) 本件では様々な貨幣が盗まれているが、事件発生から三ヶ月後の明治四年五月に新貨条例が制定され、正式に「円」が貨幣単位とされた。
- (13) 尾佐竹猛『明治文化史としての日本陪審史』『尾佐竹猛著者集第二巻(法制史2)』所収(ゆまに書房、二〇〇五年)五〇頁以下。

凡例

一、ここに紹介する資料は、国立公文書館所蔵「公文録・明治六年」「第百七十六巻・明治六年九月・司法省伺(二二)」所収「罪人糾問之上白状不致共明証ニ抛リ処刑致シ度伺」および同「公文録・明治七年」「第二百二十巻・明治七年十月・司法省伺(二二)」所収「犯罪者菅井清七白状不致下雖モ衆証ニ抛リ処分伺」である。その内容は、『太政類典』および『刑法決裁録』にも収録されている。

公文録を底本とし、『太政類典』および『刑法決裁録』にて難読文字を補った。いずれの資料も国立公文書館デジタルアーカイブのウェブサイトににて公開された画像を用いた。

- 一、字体について、旧字は新字に改め、大字はすべて漢数字に統一した。
- 一、仮名は平仮名に統一し、濁点を付し、現代かなづかいに改めた。
- 一、執筆者の責任において、本文に句読点を付した。欄外の記載や印章等については省略し、適宜空白行を削除した。
- 一、本文中「」で括られた部分は朱書を示す。

罪人糾問の上白状不致共明証に抛り処刑致し度伺

犯罪者糾問の儀に付伺

今般宮城県より岩代国伊達郡梁川出生無宿伝三郎其外の者共、同国同郡五十沢村農曳地重吉宅に押入候一件、百方及糾問候得共不致白状に付、別紙書類を以て処分の儀伺出候処、右等衆証明白なるに於て犯人白状不致候共其証に抛り処分致し可然と存候。尤も西洋各国に於ては拷訊を用候儀無之候間、犯人の白状主とせず、其犯罪の証を検事より相立候に抛り処分致候儀に有之候。然る処未だ我国には其規則不相立候に付、別紙の通規則相立申度、仍て規則案并に宮城県より伺候書類相添、此段相伺候也

明治六年七月二十九日

司法大輔福岡孝弟

太政大臣三条美殿

〔伺の趣、証跡のみを以犯罪者処断規則相立候儀は不被及

御沙汰候条、証跡明白にして猶口供不致者有之節は、其時々処置可伺出。無宿伝三郎儀は嚴重推糺の末に付、其証跡に抛り可致処刑事

明治六年九月二十八日

凡犯罪者を糾問して其事を口供せず不得已場合に於ては、左に掲載する所の犯罪を証す可き事件ありて、検事確實の旨を申述する時は、判事其証に抛り之を処断するを得可し

但各県検事任らざる所は、警察掛の者犯罪の地の戸長副戸長二人以上其証の確實なる旨を申立する時は、之を処断す可し

- 一 犯罪者ある時其場に居合候者又は見認めたる者より申立、其証明白なる事
- 一 同類の者ありて既に犯状を口供する事
- 一 犯罪に用いたる器物を所持する儘召捕又は其場に捨置きたる事

岩代国伊達郡

梁川出生無宿

伝三郎

四十八年二月

右の者会津出生玉五郎、陸前国宮城郡仙台染師町商市川源兵衛借舎亀松長孫太蔵、国分小泉村農助太郎次男松吉俱々去る明治四年二月六日夜岩代国伊達郡五十沢村農曳地重吉宅に押入り、家内の者を縛し候上、刀を抜き威し、新古金銀楮幣合金五十円衣類其外三十六品奪取、当管下へ立越趣の聞有之、元仙台藩に於て夫々搜索、三月朔日右四名の内伝三郎太蔵松吉三名を捕縛し、玉五郎は脱走行方未だ不相伺候処、右一件元仙台藩に於て追々遂糺彈候得共、前書の始末白状不致。伝三郎儀は、四名にて自用有之、伊達郡へ罷越候途中五十沢村に於て夜に入り、短金の身宿料に差逼り殆んど飢餓に立至候場合不得止候間、何方へか忍入食物可盜取旨玉五郎發意に同じ、右重吉宅庭口押明玉五郎先立其身次に太蔵三人にて忍入、松吉は戸外に待居候。内玉五郎太蔵は奥坐敷へ廻り、其身は台所へ廻り食物探索の際、鍋に躓き物音致候より、家内目覚し被噪候に打驚き逃去候処、其節玉五郎太蔵も同様逃出ながら衣類其外風呂敷包の儘盜出し、追々途中に於て配分相受候旨申立。太蔵儀は、玉五郎發意の節、一旦相扣候様申断候得共不聞入候に付、玉五郎伝三郎松吉忍入候後不得止戸外迄罷越待居候処、無

間も衣類風呂敷包に致し被相渡候間其儘受取候処、同人共も諸品盜出俱々逃去候途中に於て右衣類其外配分相受候旨申立。松吉儀は、伝三郎より手強の盜可致旨被申動候に同意致し、其身は立番致居候処、追々坐中へ相入葛籠有之を取出し、金子と心得開き見候得ば餅を入置候に付、俱々食事に致し逃去候義にて、伝三郎等盜取候諸品配分相受候得共押入候節抜刀又は家内の者を縛し候義は曾て無之旨堅く申立候に付、事主呼出し再応事実取糺候処、全く持兇器強盜に有之趣申立。賊申口と雲泥相違致候に付、引合吟味及候得共、何分符合不致趣、乍去事主より既に福島県へも右賊難の始末届出置、同県より掛合の次第も有之義にて、全く強盜に無紛相見候に付、拷問三ヶ度に及候得共、賊の申口堅確にして相動不申、夫是疑獄に付其地の景況篤と探索為及候得ば、重吉申立の通風唱有之畢竟宿奸老賊に相見え扱又白状無之者処決可致様無之。自然滞獄相成居候間、元仙台藩より引送の節演舌有之に付当県引受以來再応遂推問候得共、元仙台藩に於て申立候通りに有之。其内松吉義は昨明治五年十月六日夜破牢脱走し行方未だ不相知。其後も伝三郎太蔵及糺問候得共、何分白状無之。一言の下にして生死の分定まる義に付、益慎重を加え、尚又事主呼出し委詳聞糺候処、別紙始末書の通申立。尤面容心得居候趣に付賊共へ為突合候処、家内の者を縛し候は此者に有之趣にて伝三郎を指し候儀に有之。仍は明証判然に付嚴敷拷問に及

候処、無言にして死に至候体を成し幾応厳酷拷訊すとも一語を発せず、到底強窃の際生死の別を弁え居死に至るも白状不及決心と相見え、太蔵も同様にて聊白状の景況無之。依て追々手段を替え丁寧反覆及糾問候処、年月過去候儀故今更忘却致し判然難申立候得共必以人を縛し抜刀等の覚無之全く窃に忍入坐中に有之衣類其外取集め早々逃去候杯申出、糺彈毎度何分曖昧に申紛し居候義に有之。然る内過る三月一日夜太蔵義破牢脱走に及候に付、嚴敷遂搜索候得共行方未だ不相知前文の次第に付万一事主前言を主張し居候も難測候に付、福島県へ及掛合候上家属并組合等に至迄取糺候処、是又始末書に相見候通にて重吉申口へ符合致居候儀に有之。畢竟宿奸老賊にて此上糺弾白状為及候手段無御坐候。仍罪案書式に照準可取調様無之候間、右様の者は御省へ差出候様可仕哉又は事主等の明証有之方を以服罪無之とも其儘御処分相成候義に可有御坐哉別紙始末書等差添奉候候以上

明治六年六月二日

宮城県七等出仕宍戸昌

宮城県権参事遠藤温

宮城県参事宮城時亮

司法大輔福岡孝弟殿

岩代国伊達郡五十沢村農曳地重吉宅へ去る未二月六日夜強盜押入諸品被盜取候始末書写

乍恐以始末書奉申上候

岩代国伊達郡五十沢村農曳地重吉宅へ去る未の二月六日夜強盜押入諸品被盜取候始末御尋御座候

此段右重吉奉申上候。同日夜十一時頃私居家の内南戸口より賊三人押入、私臥居候居間を歩み候音に目覚候処、賊一人三國一の印有之提灯を持、一人の賊私を取押声立候わば是成と申聞抜刀を私首の辺へ押当、終に私を捕縛し、残賊は勝手の方へ相越家内の者四人捕縛仕。夫より私に申聞候は金子の有所を為知えと嚴重に申聞候に付、柔弱の私甚恐怖仕納戸へ案内仕土蔵の鍵を預け、夫より土蔵へ案内仕、押開二階へ上り、箆筒を明金子并諸品を取出し、其外同所へ指置候諸品取纏め、又々居家へ立戻り、床の隅へ指置候掛硯箱の引出へ入置候金子を取、夫より其辺の諸品取纏め候内、残賊は私案内の者を捕縛仕置候を巡見致し居申候。將賊三人押入候様見受候処、追々外回りに一人巡回致居候様相心得申候。尤最初押入候節、私居間指置候鉄炮一挺奪取外回りに居候者へ相渡候哉に相見え申候。且又私土蔵へ案内仕居候内、残二人の賊共酒喰可有之指出候様申聞候に付、是又兎に角案内仕らせ酒喰仕候上、諸品荷筒仕、其外脊戸口の桶へ入置候餅を葛籠に入替持除申候。其節一人の賊申聞候は、我等は是より福島へ趣

候処、短金に付借受申候間意恨に不可存。尤我等共追々開運に至候わば返済可及。且又我等共立去候共、取噪ぎ候わば家作へ火を放可申、依て遠行候迄は屹度静居可申旨申聞、東の戸口より逃去申候。依て私弟和吉儀捕縛被仕候得共、終に押抜私始家内の繩を解呉候に付、隣家并近隣へ為知候処、直に近隣の者共参り呉吟味仕翌朝四方へ探索人差出候得共、差て相知不申候間、同日福島県へ御届奉申上候。其節被盜取候諸品調別紙に奉申上候。尤右事件に付同年四月中元仙台御藩庁へ被召呼賊へ御引合御詮議被成候節、賊等申上候は、強盜には無御座唯夜盜の趣申張候。今般於御当県に賊伝三郎等に御引合御詮議被成候処、右伝三郎等申上振前条の通り忍入盜取候のみ申上候得共、全私を捕縛及打擲仕候は右伝三郎に相違無御座候
右の通相違不申上候以上

明治六年三月二十八日

岩代国伊達郡

五十沢村農

事主 曳地重吉

附添人

同郡同村

曳地春治

宮城県

聴訟課

御役所

始末書写

乍恐以書付奉申上候

第二大区小三区

五十沢村引地重吉妻

さく

右さく奉申上候儀は、去々未の二月六日夜強盜三人押入候に付、夫重吉目覚し声立候所賊に被捕押、声立候わば是成と申聞抜刀首の辺へ押当遂に被捕縛。次に私を捕押縛り候所、小児声立泣き候に付許呉候様取放、夫より夫重吉に金子有所可為知と嚴重に申聞候に付、夫重吉恐怖仕無鍵の有所を為知候処、賊直に取出し、是より土藏へ案内為致と申候に付、無余儀案内仕候後残一人の賊申様は酒喰有之候えは差出せ杯と申聞候に付、無抛差出候。賊酒喰仕候。居家の諸品取纏逃去候に付、弟和吉隣家へ為相知候に付、近辺より馳付せんさく致呉候得共、更に相知れ不申候。右の段申上候通り相違無御座候

右重吉弟

和吉

右和吉奉申上候儀は、去々未の二月六日夜強盜被押入候始

末、私共家の勝手の方へ臥居候処へ賊参り、私足を被踏候に付目を覚し候処、声立候えは是成と抜刀首辺へ当、終に私を取縛り賊一人附居可逃様無之其儘縛被置、諸品取集め強盜共逃去候に付直様隣家へ為相知申候所、直に馳付参り呉申候。右奉申上候通相違無御座候

右重吉妹

まさ

共参り呉候に付、評議仕四方へ探索に差出し候得共、更に相知れ不申候。翌日其段御届奉申上候通り相違無御坐候以上

明治六年四月十四日

右重吉妻

さく

同弟

和吉

同妹

まさ

隣家親類

引地庄之丞

同断

引地権藏

組合

曳地鶴松

副戸長代伍長

引地丈助

隣家親類

引地庄之丞

同

引地権藏

組合

曳地鶴松

福島県令安場保和殿

福島県参事山吉盛典殿

右庄之丞外二人奉申上候儀は、去々末の二月六日夜重吉弟和吉私の宅へ強盜押入候と被為知候に付、直に馳付仕候処、全く強盜に相違無御坐候に付、追々取噪仕候所、近家の者

岩代国伊達郡五十沢村農曳地重吉宅へ未の二月六日夜強盜押入被盜取候品書上写

去る未の二月六日夜強盜伝三郎等に被盜取候色品調書上

- 一金十五兩 桜銀
- 一同上 二分判
- 一金九兩 中二分判
- 一金三分 文字金
- 一金二分 南録
- 一金五兩二分 二分札三兩二分
兩札二兩
- 一金一兩 一分銀
- 一金一分 銀一朱判
- 一木綿藍微塵反物 一反
- 一同茶万筋反物 一反
- 一同浅黄鼠黒格子縞反物 一反
- 一同紺紫茶豎縞男袷 二枚
- 一同茶万筋羽織 一枚
- 一同紺紫立縞羽織 一枚
- 一糸織浅黄男帯 二本
- 右十五口、土蔵の二階へ指置候箆筒の中へ入置候分
- 一木綿浅黄紺立縞反物 一反
- 一唐木綿紺反物 一反
- 右二口、風呂敷へ包、同二階長持の上へ差置候分
- 一木綿紺棒縞風合羽 一枚
- 一同紺白かすり風合羽 一枚
- 右二口、同二階葛籠の中へ入、棚の上へ置候分

- 一上田縞女著物 一枚
- 一角の懐中鏡 一面
- 一木綿大縞女綿入 一枚
- 一同紺浅黄みそ格子女半天 一枚
- 右四口、同二階の葛籠中へ入置候数多有之中より被抜取候分
- 一木綿紺茶瀧縞風合羽 一枚
- 右は同二階葛籠の脇へ結付置候儘指置候分
- 一脇指一尺八寸 名
丹波守高道 一腰
- 一同一尺七寸 無名 一腰
- 一同一尺六寸 無名 一腰
- 一刀二尺二寸 無名 一腰
- 右四口、同二階箆筒の脇へ立置候分
- 一金三兩 中二分判
- 右は座敷床へ指置候懸硯箱引出へ入置候分
- 一脇差一尺三寸 名兼辰 一腰
- 右は坐敷床へ置候机の下へ置候
- 一狛師鉄炮 一挺
- 右は中間の柱の根へ立置候
- 一同 一挺
- 右は北戸口の脇へ立置候
- 一狛師鉄炮 一挺
- 右は脇手の庭の隅に立置候

一木綿紺白縞男浴衣 一枚

一同紺紫立縞男袴 一枚

一同無地浅黄四幅風呂敷 一枚

右三口、納戸へ指置候膳箱の中へ入置候分

一真綿 六十目

右は同膳箱の上へ置候

一木綿茶万筋女線入 二枚

一同縞男袴 一枚

一六八蚊帳 一枚

右三口、同膳箱の上へ渋紙へ包み置候分

一木綿浅黄縞風呂敷 一枚

右は坐敷に置候

総計四十一口

内 金九口合五十両也

外に

一木綿縞帯 一筋

右は臥居候枕元へ指置候処、右にて私を捕縛し、其儘

指置候所、被盜取候調へ最初奉申上候間此段如斯に

奉申上候

右の通御座候已上

岩代国伊達郡

五十沢村農

明治六年二月

曳地重吉

附添同郡同村

曳地春治

宮城県

聽訟課

御役所

岩代国伊達郡五十沢村農曳地重吉宅へ未の二月六日夜強盜
押入被盜取候品の内代積書上写

去る未の二月六日夜強盜伝三郎等に被盜取候諸品の内

代積書上

一脇指一尺八寸 丹波守守置 一腰

此金二円五十銭

一木綿藍微塵反物 一反

此金六十二銭五厘

一同茶万筋反物 一反

此金六十二銭五厘

一木綿浅黄鼠色格子縞反物 一反

此金七十五銭

一同紺紫立縞男袴 二枚

此金一円五十銭

- 一同茶万筋羽織 一枚
- 此金三十七錢五厘
- 一同紺紫豎縞羽織 一枚
- 此金六十二錢五厘
- 一糸織浅黄男帯 二筋
- 此金五十錢
- 一木綿大縞女綿入 一枚
- 此金八十二錢五厘
- 一同紺浅黄味噌格子縞女半天 一枚
- 此金五十錢
- 一同紺白縞男浴衣 一枚
- 此金二十五錢
- 一同紺紫豎縞男袴 一枚
- 此金五十六錢二厘五毛
- 一真綿 六十目
- 此金三十七錢二厘五毛
- 一木綿茶万筋女線入 一枚
- 此金六十二錢五厘
- 一木綿縞男袴 一枚
- 此金四十三錢七厘五毛
- 一同浅黄四幅風呂敷 一枚
- 此金十二錢五厘
- 一同浅黄縞風呂敷 一枚

此金六錢二厘五毛

一獵師鉄炮 三挺

此金三円五十錢

一六八蚊帳 一張

此金五十六錢二厘五毛

右は被盜品売先不相知候に付、代積り申上候様被 仰渡候に付、書面の通相違無御座候已上

明治六年二月

岩代国伊達郡
五十沢村農
事主 曳地重吉
附添同郡同村
曳地春治

宮城県

聴訟課

御役所

品納記写

一木綿古帯

一筋

右は賊私家内の者共を捕縛仕候節、四五本に切断仕候
処、終に紛失罷成相見え不申候事

一脇差

一腰

右の通去る未の二月六日夜強盗伝三郎等捨置候品に付
相納申候以上

明治六年二月

岩代国伊達郡

五十沢村農

事主 曳地重吉

附添同郡同村

曳地春治

宮城県

聴訟課

御役所

岩代国伊達郡五十沢村農曳地重吉宅へ未の二月六日夜強盗
押入被盜取候品の内先年被返下候品書上写

去る未の二月六日強盗伝三郎等に被盜取候品の内同年

四月中当於御藩庁被返下候色品書上

一脇指一尺三寸 名兼辰 一腰

一脇指一尺七寸 無名 一腰

一脇指一尺六寸 無名 一腰

一刀二尺二寸 無名 一腰

一木綿紺棒縞風合羽 一枚

一同紺白絞風合羽 一枚

一上田縞女著物解皮 一枚

但裕に御座候処表斗被返下候事

一木綿茶万筋女綿入 一枚

一角の懐中鏡 一面

一中二歩金 三両二歩

一一朱銀 二朱

一文字金 二歩

一桜額判 一両

一南鐮 一歩

一木綿紺瀧縞風合羽 一枚

合十五口

外に

一絹藍縞紋付反物 一反

一木綿鼠小紋反物 一反

一糸織茶藍縞羽織 一枚

一唐木綿風呂敷 一枚

右四口、御届の節調落に相成追々当御藩庁に於て拝見被仰

付候処、私所持の品に相違無御座段申上被返下候事

二口合十九品

内金五兩一歩二朱

右の通御座候以上

岩代国伊達郡

五十沢村農

明治六年二月

曳地重吉

附添同郡同村

曳地春治

宮城県

聴訟課

御役所

明治六年八月四日

法制課長

太政大臣

参議

別紙司法省上申、罪犯を鞫問するに白状せざる時は証跡に
拠り処分致し度の趣審案候処、凡欧州に於ては始め罪犯を
告る者あれば検事之を丁寧反覆し、確証を得たる上裁判官
に対して処刑を請求し、下吟味掛り裁判役之を推問して其
犯状に依り軽罪裁判所及重罪裁判所処分付し、猶重罪に該る
者は陪審十二員を撰み公議審判して処刑し、犯者は又控訴
するの権を得。是が為め冤枉の患生ず可きの理なし。因て
必しも口供に拠らざるの所以に有之。然に今我国に於て
は、稍聴訟に控訴の格を被開候と雖、未だ断獄に及ばず。
又重罪裁判所及陪審の設もなく、加るに検事未だ各地に在
らず。自然誣告冤枉の弊なき能はず。然りと雖、又拷訊を

用い抑圧せしむるは開明の邦にある可からざる儀に付、追
て治罪法御定に相成候迄は、先以左の通御仮定有之度、就
ては猶司法省へ御下問の上一般布告相成可然存候。因て公
布並御下問案取調供高覧候也

公布案

別紙の通罪犯鞫問の儀被定候条此旨布告候事

明治六年八月

太政大臣三条実美

凡裁判官罪犯を鞫問するに確証有つて其事を容隠し口供せ
ず不得止時は、左に掲載するケ条の内二箇以上の証拠あり
て検事為に確實なる旨を述る時は、其裁判所長の決を受け
罪犯の口供に拠らず之を処断することを得可し

但各県に検事不在らざる所は、警察掛の者及犯罪の地の
戸長副戸長二人以上其証の確實なる旨を陳述する時
は、本条に循う可し

- 一 現行の罪犯ある時其場に居合又は目撃したる者より申立
其証明白なる事
- 一 同類の者ありて既に犯状を口供し犯跡符合する事
- 一 犯罪に用いし確証ある器物を所持する儘捕えられ又は其
器物犯者の所持たるは明白なる事
- 一 犯者の所持したる書類に犯状明白なる事
- 一 犯者他人と往復したる書類の確實にして犯状明白なる事

御下問案

伺の趣別紙の通公布可相成候。就ては下問候条実践に涉り便害難易等意見早々可申出候事

太政大臣三条実美

明治六年八月三十一日 九月二十八日

太政大臣

参議

法制課長

別紙司法省上申犯罪鞫獄不得已節は口供に拠らず犯証に拠りて処刑するの儀遂再案候処、前議上陳候通警保の事務未だ全国に遍からず、裁判上の諸法則未だ整備に至らず候得ば、犯証のみを以て処断候ては却て誣告冤枉の弊不少哉に相考候間、従前の通口供に拠り処断候儀今日の適法に可有之。尤も証跡明白にして猶伏罪せざる者は、其時々伺出臨時の御決判有之可然。因て無宿伝三郎一件左の通御指令相成可然存候也

御指令案

伺の趣証跡のみを以犯罪〔者〕処断規則相立候儀〔は〕不被及御沙汰〔候条〕、尤証跡明白にして猶口供不致者有之節は、其時々処置可伺出。無宿伝三郎の儀は、厳重推札の末に付、其証跡に拠り可致処刑事

〔明治六年九月二十八日〕

犯罪者菅井清七白状不致と雖も衆証に拠り処分伺

犯罪者糾問の儀に付伺

今般東京裁判所調常陸国茨城郡大橋村農安之進弟安吉事菅井清七其外の者共本郷六丁目川田政次郎宅へ押入候一件、百方及糺問候得共不致白状に付、別紙書類を以て処分の儀伺出候処、第一夥伴の口供又は事主の見認或は贓物の所持等衆証明白なるに於て、犯人白状不致は寧ろ拷訊に死するも刑に死せざるの決心と相見え、其犯状に至ては皆て疑いを容る処なし。就ては右清七に限り衆証に〔即承承に關せざるの何へ御指令、伺の趣証跡のみを以て犯罪者処断規則相立候儀は不被及御沙汰候条、証跡明白にして猶口供不致者有之節は其時々処置可伺出。無宿伝三郎の儀は厳重推札の末に付其証跡に拠り可致処刑事〕拠り御処分相成度一件書類相添此段相伺候也

明治七年十月四日 司法卿大木喬任

太政大臣三条実美殿

〔伺の通

明治七年十月二十二日〕

大坂立売堀出生

無籍

小川友吉

右は別紙罪案の通に付賊盜律持兇器強盜案に依り斬罪可申

付載

常陸国茨城郡大橋村

農

菅井清七

右は前書小川友吉申合強盜及び候趣同人申立候に付清七相
 糺候処、友吉より金五圓借受返済不致より申掛致し候儀に
 て強盜致し候儀は無之旨申立候に付、尚友吉詳細取糺候処、
 口供分明俱々強盜致候に相違無之相見え候得共、清七彼是
 無根の浮言を強陳し、敢て白状不致、依之彼の申立る所に
 就て一々相糺候処、別紙推問書の通り口実と為す廉々皆虚
 言に属し、贓物の分與其他の衆証明白なるに依り尚相糺候
 処、申披くべき廉は毫も無之候得共招承に服せず。茲を以
 て度々拷訊に及ぶと雖頑固硬にして、此上拷訊に依て死す
 とも白状不致と決心罷在る趣に相聞候。然る処既に同党の
 口供又は事主の見認め贓の所持等推問書の通衆証明白なる
 者にして、唯犯人の自ら申立ざる迄にて其犯状に至ては又
 疑を容る所なし。就ては右清七に限り衆証に依て御処分有
 之候様いたし度、然は則ち今後清七の如き剛硬不屈の徒を
 して大に懲戒畏懼せしむるの一端とも相考候間、別紙書類
 相添此段何分の御指揮奉伺候也

東京裁判所長

明治七年八月十四日

権中判事北島治房

大木司法卿殿

常陸国茨城郡大橋村農

菅井清七

自分儀兼て窃盜相働候同類小川友吉より明治六年六月十三
 日夜本郷六丁目川田正次郎宅へ抜刀を携え押込、家内の者
 を縛し、真文小判二枚并二分判楮幣等取交金七十円蝙蝠傘
 一本衣類六品奪取候旨申立候に付、度々御訊問受候共一切
 不存。右友吉には金五圓借用致し返済不致に付申掛致し候
 儀に有之旨申上候処、尚追々御糺有之廉左の通

一本郷へ押込候は六月十三日夜にて、其夜は横浜米利堅四
 番館小遣吉五郎方に罷在候段申上候に付、右御調有之
 候処、吉五郎と云者右館に立入候儀は無之旨其筋より
 申立候事

一六月五日頃より横浜へ罷越、東京には不罷在、十七日始
 て友吉に出逢候旨申上候処、旅店御取調に成、五日よ
 り十七日迄の間同人俱々東京旅店に止宿致し候儀有之
 候事

一六月十三日夜自分友吉兩人にて亀戸村吉野安五郎方へ致
 止宿、翌朝出立の節蝙蝠傘一本残し置候。右傘は川田
 正次郎方にて奪取候傘に有之候事

一右翌十四日神奈川宿にて酒食致し候旨友吉申上候得共、

自分は不存旨申上候処、酒店御取札相成候処見覚有之旨申立候事

一川田正次郎方にて奪取候小判二枚、葉研堀町高山勝次郎方にて引替候は友吉と同道致し候迄にて、自分より引替候儀無之候事

一盗難人川田正次郎二女きた召仕友三郎より自分友吉の兩人見覚有之趣申立候得共、自分更に存不申候事

一川田正次郎方にて奪取候品并二分金其外友吉俱々所持新吉原京町二丁目篠崎源七方に遊興罷在候処、捕縛せられ候事

一不和なる友吉と前書の通盗小判引替に同道し、且は遊興等致し候儀は不和との申立偽りに有之段御吟味受申披は無之候得共、申掛致し候に相違無之事

右廉々を以て御札有之申披は無之候得共、強盗致し候覚更に無之、仮令此上何様拷訊受候共敢て白状不仕候と決心罷在候事

明治七年七月十四日

菅井清七

東京裁判所調

掛

権中検事 犬塚盛巍
少判事 杉浦知周
権大解部 香川景信
大坂立売堀出生無籍

持兇器強盗 党類五人

小川友吉

二十二年

盗賊金二百四円四十銭内窃盗一 度金七十七円二十五銭
窃盗六 度金百七十四円十五銭
窃盗一 度金七十七円二十五銭

再犯

一明治五年七月二十四日於神奈川裁判所に窃盜の科に依り答五十に処せらる

一自分儀幼少の節親文次郎俱々本籍逃亡し、横浜東京等に徘徊罷在候中、明治六年二月二十七日常州茨城郡大橋村菅井清七、播州明石町桜井喜助に出逢、盜可致旨清七発意に同じ、同夜三人にて横浜羽衣町龍山徳之進方へ忍入り、夜着其外七品盜取、内一品は取捨、六品は當時行衛不知古川兼吉へ代金一円七十銭に売払候事

一同三月下旬、右同様三人にて横浜北中通辺名不存商家へ忍入、衣類十二品盜取古川兼吉へ代金七円五十銭に売払候事

一同四月六日、夜右同様三人共飛驒国大野郡八幡町池田藤吉俱々、神奈川西ノ町杉本善兵衛宅へ忍入、豚二疋盜取り當時行衛不知武州久良岐郡太田村沢田鉄之助へ代金五円に売払候事

一同二十四日、右同様清七藤吉三人にて横浜野毛町笹生兼松宅へ忍入、衣類其外十八品盜取、右鉄之助へ金十五円五十銭に売払候事

一同二十五日夜、右同様清七喜助自分三人にて横浜住吉町一丁目平井喜三郎宅へ忍入、兎四疋盜取り、右澤田鉄

之助を頼み同所福沢八右衛門へ金三円五十銭に売払候事

一同五月四日、右同断自分清七両人にて横浜太田町黒沢金太郎方へ忍入、衣類其外十四品盗取、鉄之助へ二円三十七銭二厘五毛に売払候事

一同月二十日夜、右同様両人並に行衛未知横浜出生吉五郎申合、程ヶ谷岩間町川本忠藏方へ忍入、畳表百六十枚盗取、沢田鉄之助相頼名前不知者へ十円に売払候事

一同月三十日夜、右同様清七喜助藤吉四人にて深川大島町井上丈助方へ忍入、木綿四十九反衣類其外十四品盗取、内四十三反外六品は神田元柳原町橋本金七へ代金十五円五十銭に売払、其他は着古し又は取落し候事

一同六月十三日夜、清七申合抜刀携え本郷六丁目川田正次郎宅へ押入、右正次郎其外の者を縛し真文小判二枚并楮幣其外取交金七十円蝙蝠傘一本衣類六品奪取立去り、小判は清七より薬研堀町高山勝次郎方にて十一円に引替、金子衣類共等分に配当致し衣類は両人にて所持、

新吉原京町二丁目貸坐敷渡世篠崎源七方に遊興罷在候処捕縛せられ候事

右名前不知宅にて盗取候品七円五十銭に売払候て除くの外、盗品代積金百九円六十五銭、前書七円五十銭共合

金百二十七円十五銭、奪取候金七十円品代積金七円二十五銭合金七十七円二十五銭、強窃盗総計金二百四円

四十銭相成候
右の通相違不申上候以上

明治七年八月七日

小川友吉

東京裁判所調

掛

権中検事

犬塚盛巍

小判事

杉浦知周

権大解部

香川景信

捕縛明治六年六月

常陸国茨城郡大橋村農

窃盜 党類五人

安之進弟

安吉事

菅井清七

当二十三年八月

盜賊金百二十七円十五銭 窃盜八度 初犯

一自分儀明治四年四月本籍逃亡し横浜東京辺に徘徊罷在候

中、同六年二月二十七日大坂出生小川友吉に出会、貧

窮の余り盜可致旨自分発意に友吉并播州明石町桜井喜

助同意し、同夜三人にて横浜羽衣町龍山徳之進方へ忍

入り、夜着其外七品盗取、内一品は取捨、六品は当時

行衛不知古川兼吉へ代金一円七十銭に売払候事

一同三月下旬、右同様三人にて横浜北中通辺名前不知商家

へ忍入、衣類十二品盗取、右古川兼吉へ代金七円五十

銭に売払候事

一同四月六日夜、右同様三人并飛騨国大野八幡町池田藤吉、俱々、神奈川西ノ町杉本善兵衛宅へ忍入、豚二疋盗取、當時行衛不知武州久良岐郡太田村沢田鉄之助へ代金五圓に売払候事

一同二十四日夜、右同様友吉藤吉にて横浜野毛町笹生兼松宅へ忍入、衣類其外十八品盗取、右鉄之助へ金十五圓五十錢に売払候事

一同二十五日夜、右同様友吉喜助自分三人にて横浜住吉町一丁目平井喜三郎宅へ忍入、兎四疋盗取理り、右澤田鉄之助を頼、同所福沢善右衛門へ金三圓五十錢に売払候事

一同五月四日夜、右同様自分友吉兩人にて横浜太田町黒沢金太郎方へ忍入、衣類其外十四品盗取、右鉄之助へ金二圓三十七錢五厘に売払候事

一同月三十日夜、右同様兩人并行衛未知横浜出生吉五郎と申合、程ヶ谷岩間町川本忠藏方へ忍入、畳表百六十枚盗取、鉄之助相頼名前不知屑屋へ金十圓に売払候事

一同月三十一日夜、右同様友吉喜助藤吉四人にて深川大島町井上文助宅へ忍入、木綿反物四十九反衣類其外十四品盗取、内四十三反外六品は、神田元柳原町橋本金七へ金十五圓五十錢に売払、其他は着古し候事

右売払代は、其時々等分に配当酒食に遣捨候処、今般名前不知宅にて盗取候品七圓五十錢に売払候を除の外、

盗品代積金百九圓六十五錢前書七圓五十錢共合金百二十七圓十五錢に相成候
右の通相違不申上候以上
明治七年七月
菅井清七

乍恐以書付奉申上候

第十一大区三小区亀戸村二百二十六番地借店吉野安五郎奉申上候。去酉年六月中旬小川友吉、須貝清七、私方へ止宿致候哉の旨御尋に御座候

此段去酉年八月中奉申上候通り、私儀酉年四月四日横浜太田原町鉄五郎方へ罷越、鉄道人足相稼居。然る処同月十四日麻疹相煩、鉄五郎方にて厄介に相成居。

同月二十二日頃帰宅仕、其後六月十日友吉清七儀不動尊開帳に参詣罷越候旨鉄五郎申候には、私方にて止宿の儀相頼候様申聞候間、鉄五郎にも厄介相成り候儀も有之候に付、相違無之と存六月十一日十二日止宿致、昼間不在、且十三日夜十二時頃兩人罷越、翌十四日早朝横浜へ立帰り候趣申聞罷出共其儘立帰不申其跡にて二階に蝙蝠傘一本有之候処、右傘不正の品に候由被仰聞、則今日右蝙蝠傘持参仕候。右御

尋に付奉申上候通相違無御座候間、何卒格別の以御仁憐御慈悲御沙汰被成下置候様、偏に奉願上候以上

第十一大区三小区

亀戸村

二百六十六番地借店

吉野安五郎

百姓代

児玉安蔵

東京裁判所長

権中判事北畠治房

明治七年四月三十日

明治七年六月十九日

右川田正次郎

二女

また

召仕

友二郎

右正次郎他行に付

養子

川田魚次郎

東京裁判所長

権中判事北畠治房殿

乍恐以書付奉申上候

本郷六丁目十六番地

川田正次郎

次女 さた

召仕 友次郎

右兩人奉申上候、去西六月十三日夜八ツ時頃、裏の方より
兩人抜刀を携、一人は丈高き方手拭冠り、一人丈低き方風
呂敷を包押込、正次郎并私共兩人縛し置、金銭衣類奪取。
右冠り来り候風呂敷にて衣類を包、逃去候に付、其段翌十
四日御訴奉申上候より、其後追々御吟味中盜徒へ御突合に
相成、右兩人見留候処、前書十三日夜押込這り候者に聊相
違無之、其後申立其後再応御呼出し御尋御座候得共、御突
合相成候兩人に相違無御座候間、此段御聞濟奉願上候以上

明治七年十月八日 同二十二日来

大臣

参議

別紙司法省伺菅井清七処分の儀は、昨年例規も有之候事
に付、伺の通御聽許相成可然候。因て御指令案相副供高裁
候也

御指令案

伺の通

〔明治七年十月二十二日〕

議長

法制課